

鹿児島県における感染拡大の警戒基準

令和2年8月25日（令和3年6月4日変更）
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 新型コロナウイルス感染症対策については、医療・公衆衛生において、①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化する、②感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる、ことに取り組んだ上で、経済との両立を図ることが重要である。
- このため、感染状況等を継続的に監視し、その変化が見られた場合、県民に対して適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、外出自粛や休業等の協力要請を検討するなど、県民に対して、「本県の感染状況や対策等の見える化」（警戒基準の設定）を図るものである。

2 警戒基準

- 感染及び医療提供体制の状況に応じて、ステージⅠからⅣを設定。
- ステージの判断に当たっては、医療提供体制等の負荷、感染の状況からなる5つの指標に加え、「直近1週間と先週1週間の新規陽性者数の比較」等を参考に、専門家の意見も考慮した上で、特に社会的な基盤である医療提供体制を確保する点を重視して、総合的に判断する。
- 各ステージにおいて取り組むべき施策については、基本的な感染予防の徹底、集団感染の早期封じ込めなど、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断する。
- 特に、本県は多くの有人離島を有しており、離島においては医療提供体制が脆弱であることから、ステージⅠ及びⅡの段階であっても、ステージⅢで講ずべき施策の一部をエリア限定で実施する場合も含め、離島の特殊性を踏まえて、総合的に判断する。

感染拡大の警戒基準 全体図

